○農林水産省告示第四百九十一号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の六第一項の規定に基づき、ザ・オーガニック・フード・チェーンが認定に関する業務を行う事業所について、平成二十二年十月二十二日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十三年三月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地
オーストラリア・クィーンズランド・オーキードビア・ケルビンウンホフバ・ブーデイアロー　１９５	オーストラリア・クイーンズランド・トゥウンバ・ベルストリート　二十八―八

○国土交通省告示第百八十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年三月一日

国土交通大臣　大畠　章宏

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道９号改築工事（駟馳山バイパス・鳥取県鳥取市福部町細川字深谷地内から同市福部町海士字高浜地内まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　鳥取県鳥取市福部町細川字深谷、字三反田、字志津、字志津上エ、字前田、字奥堤、字奥堤上エ、字前田上エ、字日比中谷上エ、字日比中谷及び字高浜並びに福部町海士字高浜地内

２　使用の部分　鳥取県鳥取市福部町細川字前田上エ、字上屋敷上エ、字日比中谷上エ及び字高浜並びに福部町海士字高浜地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、鳥取県岩美郡岩美町大字新井字肱曲り地内から同県鳥取市福部町湯山字八ノ尾地内までの延長8.2㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道９号改築工事（駟馳山バイパス）及びこれに伴う農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち「一般国道９号改築工事（駟馳山バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道９号（以下「本路線」という。）は、京都市を起点とし、兵庫県北部の山地部を経て鳥取県に入り、鳥取市、米子市等を経由して島根県を通り、下関市に至る総延長733.7㎞の主要幹線道路である。

このうち、鳥取県内における本路線は、県の東西に位置する主要都市である鳥取市と米子市とを連絡する重要な路線であり、生活や物流などを担う唯一の主要幹線道路として機能している。

本路線が通過する鳥取県鳥取市、岩美郡岩美町等からなる鳥取県北東部地域は、日本海に面する海岸沿いの地域であり、全国有数の漁獲量を誇る鳥取県産のズワイガニの主要な産地であるなど、水産業の盛んな地域であり、また、当該地域の海岸線を中心として山陰海岸国立公園に指定されており、日本を代表する海岸砂丘である鳥取砂丘や変化に富んだ地形の景勝地である浦富海岸を有するなど観光資源も豊富な地域である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、交通量が多いにもかかわらず、車道幅員の狭小な２車線道路であり、日常生活での利用による地域内交通と物流や観光などを目的とした通過交通とがふくそうしており、特に朝夕の通勤時間帯には、慢性的な交通混雑が発生している。

平成17年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、鳥取市福部町細川地内で23,577台／日であり、混雑度は1.82となっている。

さらに現道は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最急縦断勾配及び最小曲線半径を満たさない箇所が多く存するなど線形も悪く、交通事故による全面通行止めが度々発生するなど、円滑な自動車交通の確保に支障をきたしており、主要幹線道路としての機能が著しく損なわれている状況にある。

本件事業の完成により、線形の良好な道路が整備され、現道の交通量のうち通過交通が本件区間に転換されることから、現道の交通混雑の緩和が図られるとともに、交通事故等による通行止め時における代替路線が確保され、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

また、本件区間は、本路線（鳥取バイパス）及び一般国道29号を介して、順次建設中である高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線と連絡されることとなり、ズワイガニなどの地域特産品の物流の効率化や観光施設へのアクセス向上が図られるなど地域経済の活性化に寄与するものと認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件区間のうち鳥取県岩美郡岩美町大字本庄地内から鳥取市福部町湯山地内までの区間（以下「自動車専用道路部」という。）については、都市計画手続において、都市計画決定権者である鳥取県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、平成10年６月に、大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直しや上記環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が、平成21年３月に環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

さらに、本件区間のうち上記区間以外の区間（以下「連絡道路部」という。）については、環境影響評価法等に基づく環境影響評価実施対象事業ではないが、起業者が平成22年７月に環境影響評価法等に準じて、任意で環境影響評価を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）による国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ及び準絶滅危惧種として掲載されているミサゴの飛翔が確認されているが、営巣